#### 6月13日

○議長(玉利道満君) ただいまから、平成25年第2回姶良市議会定例会を開会します。 (午前10時00分開会)

**〇議長(玉利道満君)** 本日の**会議**を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

(午前10時00分開議)

〇議長(玉利道満君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議長において田口幸一議員と湯之原一郎議員を指名します。

〇議長(玉利道満君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月3日までの21日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から7月3日までの21日間と決定しました。会期日程は、配付しています 日程表のとおりであります。

# 〇議長(玉利道満君) 日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、損害賠償の額の決定にかかる専決処分2件、及び平成24年度姶良市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告書と、平成24年度姶良市水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告書が、市監査委員から例月現金出納検査の結果報告書が提出されております。

また、姶良市土地開発公社から平成24年度の決算書が、公益財団法人姶良市文化振興公社から、平成24年度の事業報告書と収支決算書が提出されております。

6月6日、議会運営委員会前日までに提出された陳情は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。

また、議長等の出席した主な行事はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。これで、諸般の報告を終わります。

○議長(玉利道満君) 日程第4、行政報告を行います。

市長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

### 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

平成25年第2回姶良市議会定例会にあたりまして、お手元に配付いたしております資料に基づき、 行政報告を申し上げます。 まずはじめに、ヤマエ久野株式会社鹿児島共配センター及び株式会社デリカフレンズ鹿児島工場の 竣工につきまして申し上げます。

須崎地区公共用地に建設を進めていたヤマエ久野株式会社鹿児島共配センター及び株式会社デリカフレンズ鹿児島工場につきましては、ヤマエ久野株式会社鹿児島共配センターが、4月8日から配送業務を開始されております。また、株式会社デリカフレンズ鹿児島工場は5月17日に完成され、6月21日に両者の竣工式が行われる予定となっております。

株式会社デリカフレンズは、同工場のパート従業員として600人を募集されたところですが、延べ810人が面接を受けられたとのことであります。なお、竣工式の翌日、22日からは、8月20日の本稼働へ向けた試験操業を始められるとのことであります。

第2番目に、官民協働事業による暮らしの便利帳発行につきまして申し上げます。

平成22年3月に、姶良西部合併協議会で作成した暮らしの便利帳の発行から3年が経過したことから、大阪市に本社がある株式会社サイネックス社と官民協働により暮らしの便利帳を発行することとし、去る6月7日に協定書の調印式を行いました。

今回の便利帳は、行政情報ばかりではなく、地域のイベントや医療機関などの情報も掲載して、充実を図ってまいります。なお、発行にかかる費用は便利帳に掲載する企業広告を財源とし、市の予算支出はありません。平成25年12月に3万8,000部発行し、翌年1月までに全戸に配布し、その後、転入者へも随時配布する予定としております。

第3番目に、桜島サービスエリアスマートインターチェンジの連結許可につきまして申し上げます。 桜島サービスエリアスマートインターチェンジ (仮称) の九州縦貫自動車道への連結について、6月11日、国土交通大臣から許可をいただきました。 本事業は、桜島サービスエリアにETCゲートを設置し、九州縦貫自動車道への乗り降りを可能とするもので、住宅地へのアクセスや通勤の利便性の向上、企業誘致などによる定住人口の増加や災害時の緊急輸送路の確保、交流人口の増加などが図られるものと確信しております。

この事業は姶良市だけではなく、鹿児島県の発展にも寄与するものと考えており、今後、早期の供 用開始が図れるよう、関係機関との連携を密にし、議員の皆様のご協力をいただきながら、一丸とな って取り組んでまいります。

最後に、新設小学校の校名決定につきまして申し上げます。

平成27年4月に開校を目指しております新設小学校の校名につきまして、5月7日から5月24日まで、市民から校名案を募りましたところ、1,091人の方からご応募をいただきました。その後、6月3日及び6日に姶良市新設校校名選考委員会で協議を重ね、昨日の定例教育委員会で決定いたしました。

新しい小学校の校名は「松原なぎさ小学校」であります。この校名には、松原地区に初めて建設される学校であるという周辺地域の皆様の願いと、新設小学校の児童が海のおおらかさ、陸のたくましさの両方をあわせ持ち、壮大な育ちをしてほしいという姶良市民全体の思いが込められております。また、松原なぎさ小学校という校名は全国にもなく、響きのよさも感じられます。今後も、市民の皆様に愛される新設小学校を目指してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(玉利道満君) これで、行政報告は終わりました。

#### 〇議長(玉利道満君)

日程第5、議案第46号 専決処分について承認を求める件(姶良市税条例の一部を改正する条例)

日程第6、議案第47号 専決処分について承認を求める件(姶良市都市計画税条例の一部を改正す

る条例)

日程第7、議案第48号 専決処分について承認を求める件(姶良市国民健康保険税条例の一部を改

正する条例)

日程第8、議案第49号 姶良市議会議員及び姶良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並び

に選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する条例制定の

件

日程第9、議案第50号 姶良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第10、議案第51号 姶良市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の件

日程第11、議案第52号 平成25年度姶良市一般会計補正予算(第1号)

日程第12、議案第53号 建物収去、土地明渡し等についての訴えの提起について

及び

日程第13、議案第54号 工事請負契約の締結に関する件

までの9案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

# 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

今定例議会に提案しております議案第46号から議案第54号までにつきまして、一括して提案理由を 申し上げます。

まず、議案第46号から議案第48号までの専決処分について、承認を求める件につきまして提案理由を申し上げます。

これらの専決処分は、地方税法の一部改正に伴う姶良市税条例外2件の関係条例の一部改正につきまして、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第46号 専決処分について承認を求める件(姶良市税条例の一部を改正する条例)につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、姶良市税条例を一部改正し、同日から施行したものであります。

今回の改正は、現在の低金利の状況に合わせた国税並びに地方税における延滞金の見直しに伴う延滞金の利率の引き下げと、個人の市民税における住宅ローン控除の期間の延長、控除額の拡充、及び東日本大震災による被災居住用財産の敷地にかかる譲渡所得の課税特例措置の拡充などであります。

主な改正内容としましては、延滞金の割合の特例について、通常年7.3%の延滞金の割合を、当分の間、年3.0%に、年14.6%の割合を年9.3%にそれぞれ引き下げるものであり、平成26年1月1日以降の期間に対して適用するものであります。

また、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を4年間延長して、平成29年までの入居者に対して適用し、39年度までの個人の市民税から控除するもので、消費税率が引き上げになる26年4月から29年12月までの入居者については、その控除限度額を所得税の課税総所得金額の原稿100分の3から100分の4.2に、控除上限額の5万8,500円を8万1,900円に拡充するものであります。

議案第47号 専決処分について承認を求める件(姶良市都市計画税条例の一部を改正する条例)に つきましては、地方税法の一部改正に伴う条文移動による改正が主なものであります。

議案第48号 専決処分について承認を求める件(姶良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)につきましては、地方税法の一部改正に伴う条例の改正で、国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割額について、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に合わせて、世帯員の後期高齢者医療制度への移行により国保の単身世帯となる特定世帯について、移行後、5年間に限り、世帯別平等割額を2分の1軽減する措置がとられております。

しかし、平成25年度以降、この軽減措置が受けられなくなる世帯が生じるため、移行後、6年目から8年目までの間にある世帯を特定継続世帯として、世帯別平等割額を4分の1軽減する規定を追加するものであります。

次に、議案第49号 姶良市議会議員及び姶良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、姶良市議会議員及び姶良市長の選挙の選挙運動経費の一部を公費で負担することによって、 選挙運動にかかる費用の高額化を回避し、同時に、候補者それぞれの経済力にかかわらず、最低限の 選挙運動の機会を均等に与えることを目的として条例を制定するものであります。

次に、議案第50号 姶良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、 ご説明申し上げます。

本件は、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、子ども 医療費において、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費も助成の対象となったことから、条文の文 言を整備するものであります。

次に、議案第51号 姶良市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する件につきまして、ご 説明申し上げます。

現在、姶良市予防接種健康被害調査委員会の委員につきましては、予防接種法第15条の規定に基づき、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため、委嘱しております。

今回、公益法人制度改革に伴い、社団法人姶良郡医師会が公益社団法人姶良地区医師会へ名称変更したことにより、本条文に定める委員の名称を姶良地区医師会代表へ変更するものであります。

次に、議案第52号 平成25年度姶良市一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回は、去る3月29日に国土交通省が発表した公共工事労務単価の大幅な引き上げに伴い、予算の追加が必要となった工事請負費の増額補正、自治会からの申請に基づく自治集会施設等整備補助金に要する経費のほか、鹿児島県地域振興推進事業、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、コミュニティ助成事業など、国・県などの補助金交付決定に伴う所要の経費及び財源組みかえにかかる補正予算を計上いたしました。

まず、第1条 歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補正内容を申し上げます。

12ページの総務費関係について申し上げます。

企画費350万円の追加は、コミュニティ助成事業助成金の交付決定を受けて、ホームタウン帖佐自 治会及び下新道自治会に公付する補助金であります。

次に、16ページの労働費関係について申し上げます。

労働諸費6,102万8,000円の追加は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の補助を受けて行う重

点分野雇用創出事業及び起業支援型地域雇用創造事業であります。

次に、土木費関係について申し上げます。

20ページの都市計画費の都市下水路費270万円及び公園費390万円の追加は、公共工事労務単価の 大幅な引き上げに伴い、工事設計額について精査したところ、予算の追加が必要となった3件の工事 について増額補正を行うものであります。

次に、教育費関係について申し上げます。

22ページの学校給食費454万6,000円の追加は、先に申し上げました都市計画費と同様に、公共工事労務単価の大幅な引き上げに伴い、予算の追加が必要となった小学校給食室別棟整備工事ついて増額補正を行うものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は8,201万3,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は275億5,901万3,000円となります。この財源といたしましては、7ページから11ページまでに掲げてありますように、国庫支出金235万1,000円、県支出金1億841万2,000円、諸収入350万円の追加などで対処いたしました。

次に、第2条 3ページの債務負担行為補正について申し上げます。

債務負担行為の変更は、小学校給食室別棟整備事業に伴う債務負担で、限度額を4億8,502万8,000円とするものであり、公共工事労務単価の大幅な引き上げなどに伴うものであります。

次に、第3条 4ページの地方債補正について申し上げます。

地方債補正につきましては、学校給食施設整備事業ほか各種事業費の追加及び財源変更などに伴い、 限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議案第53号 建物収去、土地明渡し等についての訴えの提起について、提案理由をご説明申 し上げます。

本件は、市有地である姶良市東餅田1598番103及び1598番104の土地にかかる建物収去及び土地明け渡し請求の訴訟を、アミニティ開発株式会社を相手として起こすことにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

相手方が所有する帖佐駅前の建物につきましては、平成4年11月26日、個人から所有権を取得し、 築34年が経過し、建物の老朽化が著しく、倒壊や屋根材などの飛散の危険があり、多くの市民の皆様 の通行などに支障がある状況であります。

これまで、市の代理人である弁護士を通じまして、相手方に対し打開策について協議してきたところであり、昨年9月には、相手方の代表精算人である弁護士に内容証明郵便により、本件建物の収去及び土地の明け渡しを請求し、回答がない場合は民事訴訟などの裁判手続をとらざるを得ないとの通知をしていたところであります。しかしながら、相手方の弁護士は平成23年4月に東京地方裁判所から選任を取り消されており、現在では、相手方の存在すら不明の状況となっております。

本件建物のために、帖佐駅附近の交通などに支障を来しており、県事業による歩道整備工事の実施予定もあることから、本件建物の収去及び歩道整備工事の早期着工が、市民の安全・安心並びに本市の振興に欠かせないものと判断し、同社を被告として建物収去、土地明け渡しなどを求める民事訴訟を鹿児島地方裁判所加治木支部に提起するに至ったものであります。

次に、議案第54号 工事請負契約の締結に関する件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、姶良公民館の大規模改修工事に関する工事請負契約の締結に関し、姶良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるも

のであります。

始良公民館大規模改修工事の主な工事内容は、昭和48年度に建設されてから40年を経過して老朽化 した内装及び設備の改修と、建物全体の動線の効率化及び利便性の向上を図るため、間取りの変更な どの内部改修工事を行います。また、外壁について落下の危険を回避するため、全面の改修工事を同 時に実施するものであります。

契約の相手方は、丸岡・杉森特定建設共同企業体で、条件付一般競争入札により決定したものであります。工事請負金額は1億9,005万円、工期は、平成26年2月14日までとなっております。なお、改修の概要等につきましては、別紙参考資料のとおりであります。

以上、提案をいたしております議案9件につきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長(玉利道満君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま、提出案件9件については提案理由の説明が終わりましたが、各案件の処理は6月25日の 会議で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(玉利道満君) 異議なしと認めます。したがって、各案件の処理は、6月25日の会議で処理することに決定しました。
- 〇議長(玉利道満君) 日程第14、議案第55号 姶良市教育委員会の委員の任命について議会の同意を 求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

#### 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

今定例議会に提案しております議案第55号 姶良市教育委員会委員の任命について議会の同意を 求める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

川畑逸郎氏は、お手元の参考資料に明記しておりますとおり、小学校において、永年にわたり教育に熱心に取り組んでこられました。また、教育行政の経験も豊富で、主に社会教育の向上に努めてこられたところであります。

このようなことから、人格、識見ともに、本市の教育委員として最適任者と考え、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろ しくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

- ○議長(**玉利道満君**) 提案理由の説明が終わりました。
- **〇議長(玉利道満君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。里山議員。
- **〇23番(里山和子君)** この川畑逸郎氏は姶良小学校の校長先生で、定年退職になっていらっしゃいますので、校長先生代表としてほかにいらっしゃらなかったらいいかとは思うんですけれども、今の

教育委員の中で、女性2人の教育委員について、私もあの方とあの方というふうにはっきりわかるんですけど、後の男性の教育委員さんの中で、校長先生をされておられた方が入っていらっしゃるのかどうかですね。

それとどのような、小山田さんも教育委員をされていて、やめられて議員になられたわけですけれども、そのとき補充した方はどういう方だったのかということとか、教育長入れてあと何名ですかね。 男性の教育委員の方で校長上がりの方がいらっしゃるのかどうかということと、どういう立場の方が入っていらっしゃるのかということを、まずお伺いしたいと思います。

○教育長(小倉寛恒君) 現在は4人の教育委員、1名欠けた状態でございます。委員長はもともと学校の教員、校長経験者でございます。後のお二人の女性はもうご承知のとおりということでございます。後、男性は私が1人ということで、今回、もう一人ということになるわけでございます。

特に、今回も校長経験者ということで選任してきたわけではございません。そういった教育委員と して適任者はいないかということの中で選任してきたということでございます。

**〇23番**(**里山和子君**) 校長上がりの方は1人いらっしゃるということで、私は2人も校長先生を経験された方を入れる必要はないんじゃないかと思います。今度、新しく子育て条例もつくられましたので、そういう立場から、広く地域が子育てに協力していくというような立場の条例になっておりましたので、地域代表で、子育てボランティアで一生懸命熱心にしてくださりそうな方とか、教職経験者でもいいんですけれども、校長、教頭、管理職ではなくて、普通の先生で、学校にいらっしゃるときも非常に教育熱心な方だった方々もたくさん姶良市にはいらっしゃると思うんですけれども、そういう方でもいいんですけれども、そういう方はいらっしゃらなかったのかどうかですね。

それと、会社・企業等などでも子育てを支援していくというような条例にもなっていたように思うんですけど、そういう立場の方でもいいんですけれども、やっぱり2人とも男性の方が、教育長を除いて校長先生だった方というのでは、ちょっとあまりにも、条例の立場からも、もう少し視野を広げて選んでいく必要があったのではないかと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○教育長(小倉寛恒君) 私どものほうでも「できるだけ若い方を」という観点から、特に今、ご指摘があるような企業の代表者とか、そういった民間の方を含めて選任に当たってきたわけでございますけども、教育委員というのも、日ごろの定例の教育委員会のほかに学校訪問、幼稚園を含めて26校ございますけれども、多いときには週に2日間、費やしてしまうわけでございます。若い方の中ではなかなかその業務、教育委員としてご出席いただくということの機会が非常に難しいというのがありまして、比較的時間の余裕の取れる方になってしまうという傾向はあるわけでございます。

だから、女性の場合には、比較的そういうことで時間がとれる可能性が大きいわけですが、男性の場合は、どうしても年齢的に高くなってしまう傾向はあるということは否めないんではないかというふうに思っております。

○議長(玉利道満君) ほかに質疑はございませんか。

○5番(田口幸一君) 今、市長の提案説明がございましたが、この川畑逸郎氏は、私も姶良小学校で

入学式、卒業式でよく存じ上げております。立派な方でございます。

今、教育長の答弁説明の中で、現在は4人だということで、補充という形になるかと思うんですが、 そこで質疑をいたします。

この略歴から察して、社会教育畑ですね。いろんな行政経験がこの川畑逸郎氏はあられるということで、私もこういう人材がいいと思うんですけど、得意分野、哲学を持っておられると思うんですが、どのような哲学。略歴から判断しますと、得意分野も察しできますが、例えば、これ私が考えて情報をおつなぎした。東京都教育委員においては、過去、オリンピックランナーの瀬古利彦氏、それから、柔道の世界選手権大会において優勝されました、現在、筑波大学准教授の山口香氏、これ女性の方ですが、活躍をしておられます。

始良市においても、私はこの川畑逸郎氏にどうこうというわけではないんですけど、過去、甲子園 の高校野球大会において監督として活躍された、私の近くにもこういう方がおられます。朝晩、話す 機会があるんですけど、この方は立派な哲学を持っておられます。そして、識見も優れた方だという ように、このような人材もおられますので、この選考にあたって、市長がきょうのこの議会に提案し ているわけですが、そのような考え方というのはなかったのかどうか、お聞かせください。

**〇教育長(小倉寛恒君)** この教育委員を選任するに当たっては、当然、教育に関する識見、あるいは 卓越した物の考え方、こういったことを踏まえて選任にあたっていくわけでございます。

今、ご指摘いただきましたような東京都あるいは県のレベルの教育委員であれば、月1回の教育委員会にご出席いただければそれでいいということになるわけですが、市町村レベルになりますと、多様なそういった式典あるいはイベント、こういったものに、やっぱり出ていただく。そして日ごろ、子どもたちを見ていただく、学校を見ていただくということによって、またそれが教育行政に反映されていくということで、年間、かなりの数、60日から、多いときには80日ぐらいの出会があるということもあるわけでございまして、そういう意味では、なかなかそういう著名な方を教育委員に選任するということは非常に難しいということは考えております。

そういうことで、この川畑逸郎氏も、長い教職経験の中で、特に、社会教育、家庭教育や地域社会の教育に幅広く、教育行政でもタッチしてこられて、これから姶良市が子育て基本条例に基づいてさまざま施策を遂行していくということで、いろんなご意見をいただけるんではないかと、こういうことで今回の選任に候補者として挙げてきたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○5番(田口幸一君) 今、教育長の説明、趣旨はよく理解できました。しかし、この5人の委員の先生方の合議制で姶良市の小・中、高等学校も数校ありますから、公立、私立ですね。今後、このような姶良市の子育て基本条例もできたということで、今説明がありましたが、もう少し、高く姶良市が伸びていく、私たちの世代、ずうっと続いていくわけですから、私が第1回目で提案したような、そのような考え方。

今回、この川畑逸郎氏で5人全部満杯になるわけですよね。次の教育委員がここに任命の期限が切れたときにされる、また教育委員の同意を求める提案をされると思うんですが、そのような次のときに、そのような考え方も少しは取り入れてもらったほうが、私は姶良市の教育のためになると思うんですが、その辺のところ、いかがでしょうか。

○教育長(小倉寛恒君) 今現在、国の段階で、安倍政権の教育改革の中で、教育再生実行会議というものが設けられております。この中で今、教育委員会制度についての見直しが図られて、近いうちに中央教育審議会に諮問が出されると。その結果は、来年の通常国会においてこの法案の整備がされると、そういう予定になってございます。

そういう大きな変更点は、教育長はもう市長、首長の直接の任命によるということで、教育委員会からその選任を切り離される形になってくるわけでございます。そしてまた、教育委員はまた、こまごまとしたいろんな議決を諮るということではなくて、大局的な教育行政に対する意見を述べると、そういった諮問的な機関として今後は位置づけられてくるというふうに考えております。

来年は2人の教育委員が変わる予定になっております。それは私と、もう一人の、今現在の委員長でございますけど、その段階でまた、必要に応じてそういうご判断をいただければというふうに思っております。

# ○議長(**玉利道満君**) ほかに質疑ありませんか。

## ○24番(堀 広子君) お尋ねいたします。

この川畑逸郎氏は、長い間の教育行政にかかわってこられた方でございますが、昨今のいじめや体 罰についてはどういう考えを持っておられる方なのか。

それからまた、これ、教育の大本であります教育をかかわってこられた方なので、もう十分そうかなと思いますけれども、あえてお尋ねいたしますが、教育基本法と、それから日本国憲法ですね。これは確かに平和と民主主義の国づくりを掲げております、この日本国憲法。またそして、この理想というのが教育の力によって実現できるというふうに理解している、それが教育基本法だと思っているところですが、そういう意味から、日本国憲法を遵守される方であるのかどうかも含めてお尋ねいたします。

○教育長(小倉寛恒君) まず、いじめや体罰に関する識見はどうかということでございますけど、始良市内の小学校で、やはり一番難しい学校は姶良小学校です。それはどういうことかというと、やっぱり、多様な物の考え方の保護者も多いということがありまして、建昌小学校など、規模は大きいですけどもそれほどでもないわけですけど、姶良小というのは非常に難しい。そういう小学校の学校経営を4年間にわたってやってまいりました。特段、大きな問題は生じておりません。

それは、この校長の子どもの目線に立った物の考え方、あるいは保護者の個々に対してきめ細やかな対応をとってきた。そして、いじめだとか、あるいは学校における体罰ということは、この4年間、一切ございませんでした。

また、日本国憲法や教育基本法を踏まえているのかということでございますけど、先ほど、一般の 教諭経験者からも選任したらどうかという話がございましたけど、こういった管理職を経験すること で、さまざまに研修の中で日本国憲法の遵守あるいは教育基本法を踏まえた教育の物の考え方という ことは徹底した研修を受けてきているわけでございまして、そういうことでは私がとやかく、この川 畑氏の日本国憲法や教育基本法についての認識を問うまでもなく、それは十分踏まえておられるとい うふうに考えております。 ○議長(玉利道満君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) これで質疑を終わります。

〇議長(玉利道満君) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を 省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(玉利道満君)** 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。
- ○議長(玉利道満君) これから討論を行います。討論はありませんか。 まず、原案に反対者の発言を許します。
- **〇23番(里山和子君)** 議案第55号 姶良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件について、反対の討論をいたします。

先ほども教育長のほうから、この川畑逸郎氏については姶良小学校の校長をされており、何ら問題 もなく、大変力量のある校長であったというような評価がございましたが、私もその点については、 校長先生としては立派な方だったのではないかと思っているんですけれども、この教育委員というこ とでは、また話が違うのではないかと思います。

先ほど、校長先生、管理職経験の教育委員がもう一人おられるということですので、もう一人の教育委員さんとしては、その管理職から持ってくるのではなくて、やはり、田口議員のほうからも出ておりましたように、この子育て基本条例の観点とか、それからやっぱり、姶良市の市内小・中学校で体罰、いじめとかもあるわけですよね。

今、ご父兄にアンケートをとってその結果が出ていると思うんですけれども、そのようなこともあるというようなことがあって、子育て基本条例などをつくってですね、やっぱり幅広く、学校だけではなくて、地域も子育てに協力して、体罰、いじめのないすばらしい学校をつくって、子どもたちを育てようというようなことに取り組んでいるわけですので、やはり、教育委員さんというのも幅広い層から、例えば、小山田さんのような若い方でも、教育行政に一生懸命に取り組みたいといういろんな立場の方が、私は地域にはいっぱいおられるのではないかと思っておりますので、もう少し努力をされて、そういう幅広い層からもう一人の教育委員は選ぶべきではなかったのかという観点から、反対討論といたします。

- ○議長(玉利道満君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- ○5番(田口幸一君) 簡潔に申し上げます。

先ほど、堀議員が質疑された件につきまして、教育長の答弁は、大変学校経営の難しい姶良小学校で4年間校長として切り盛りをされたと、そういうような力量というのは、私は買うべきだと思いま

す。ですから、この川畑逸郎氏の教育委員任命のこの議案に対しては、私は賛成いたします。

○議長(玉利道満君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(玉利道満君) これで討論を終わります。
- **〇議長(玉利道満君)** これから、議案第55号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖〕

○議長(玉利道満君) ただいまの出席議員は29名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に堂森忠夫議員、東馬場 弘議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長(玉利道満君) 念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と 記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定 により否とみなすことになっております。記載については、設置してあります記載台を使用願います。 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) なしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(玉利道満君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼·投票]

1番	本村良治議員	2番	笹井義一議員
3番	湯元秀誠議員	4番	安田 久議員
5番	田口幸一議員	6番	湯之原一郎議員
7番	法元隆男議員	8番	有馬研一議員
9番	森 弘道議員	10番	和田里志議員
11番	竹下日出志議員	12番	川辺信一議員
13番	湯川逸郎議員	14番	河東律子議員
15番	堂森忠夫議員	16番	東馬場 弘議員
17番	上村 親議員	18番	兼田勝久議員
19番	神村次郎議員	20番	谷口義文議員
21番	隈元康哉議員	22番	出水昭彦議員

23番 里山和子議員 24番 堀 広子議員

25番 萩原哲郎議員 26番 小山田邦弘議員

27番 吉村賢一議員 28番 川原林 晃議員

29番 森川和美議員

O議長(玉利道満君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(**玉利道満君**) 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。堂森議員、東馬場議員の開票立ち会いをお願いします。

[開 票]

**〇議長(玉利道満君)** 投票結果を報告します。

投票総数 29票

有効投票 29票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成24票

反対5票

以上のとおり、賛成多数です。

よって、議案第55号 姶良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖〕

#### 〇議長(玉利道満君)

日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件 日程第16、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

及び

日程第17、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

までの3案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

## 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

今定例議会に提案しております、諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております海老原博子氏、黒田静子氏、古城るり子氏のお三方が、平成25年9月30日をもって任期満了となりますので、再度、同3氏を委員候補者として推薦するものであります。

海老原氏は、裁判所調停委員及び参与員、司法委員として活躍され、平成13年9月から人権擁護委員としてその経験をいかんなく発揮され、懇切丁寧な相談の対応に、相談者からも信頼されております。

黒田氏は、長年にわたり、民生委員・児童委員として活躍されており、平成19年10月から人権擁護 委員として、その経験をいかんなく発揮されております。 また、古城氏は、長年にわたり、食生活改善推進員協議会会長として活躍されており、平成22年10 月から、人権擁護委員として、その経験をいかんなく発揮されております。

お三方ともに、人柄は温厚誠実で、識見も高く、広く社会の実情にも精通されております。海老原氏は四期12年、黒田氏は二期6年、古城氏は一期3年のそれぞれの経験を生かされ、今後もその職務を十分に遂行できる最適任者として認め、諮問するものであります。

以上、提案いたしております諮問3件につきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- ○議長(**玉利道満君**) 提案理由の説明が終わりました。
- ○議長(玉利道満君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。田口議員。
- ○5番(田口幸一君) 諮問第3号の古城るり子氏につきまして、1点だけ質疑を行います。

一番最後の平成25年4月から姶良市公平委員会委員ということで、私はこの公平委員会委員に選出されたときの、これは議案として出てきたんですかね。

そのときに、なかなかこの古城氏は人格、それから識見ともに優秀な方だということは、私は認識をしております。このことについては何も異論はないわけですけど、人権擁護委員とか、さきの笹山市長の諮問の提案理由の中でも、いろいろな姶良市食生活改善推進員、この委員長も務めていらっしゃると、1人の方がたくさん委員をしていらっしゃるということですね。

ですから、姶良市公平委員会委員、さきの議会で選ばれたばっかりで、これ市民生活部長ですか。 何かその辺のところの、市長に上申されるときに、これはなかったんでしょうかね。市長のほうから 答えていただければありがたいと思いますが。

○市民生活部長(仮屋隆夫君) ただいまの質問でございますけれども、まず、人権擁護委員の役割ということで、基本的な考えをいたしますと、やはり、人権問題というのは非常に識見の高い、あるいは経験の豊かな方、経験をかなり積んだ方、言いかえれば、いろんな委員をされている方を、やはり選びたいというのが基本的な考えでありまして、公平委員会の委員もさきの議会で議決をいただいたんですけれども、そのような意味では、識見の高いがゆえにいろんな委員をされているというようなことも考えまして、今回の場合は、再任ということでございますけれども、法務局のほうの再任の条件というのが、再任の場合が75歳以下、それから、新任の場合が65歳以下ということで、法務局のほうも、再任の場合は年齢を10歳上げております。

上げている背景というのが、今申し上げましたように、いろんな経験豊かな方を再任としては選びたいという背景もありまして、今回の場合は、いろんな役割を担っている方を再任として選びたいという基本的な考え方から意見を求めるということになっております。

以上でございます。

**○5番(田口幸一君)** 今の仮屋部長が説明されたことはわからないでもありませんけど、さきの議会で、この公平委員会委員のときに、私も2度、3度ということで質疑を行ったわけです。人格・識見ともにすぐれているということは、この方59歳ですから、現在。ですけど、姶良市には、姶良、加治

木、蒲生には、人格、識見を備えた立派な男性、女性の方々がおられますので、ですから、そこ辺のところを、あなたはここに市民生活部次長として座っておられて聞いておられたと思うんですよ。そこ辺のところのあれが頭に残っていたと思うんですけど、そこ辺のところを、反対はしませんから、答弁してください。

○市民生活部長(仮屋隆夫君) おっしゃることは十分理解しているつもりでございますが、今の人権 擁護委員の平均年齢を見ますと64.8歳です。古城氏の場合が59歳ということで若い世代に入るんです けれども、人権擁護委員が10名おりまして、年齢構成のバランスを見ると、50代から一番最年少が53 歳、それから、最年長が74歳ということで、年齢的にはこうなっていますので、行く行くは70代の方 が、先ほど言いましたように、法務局が75歳未満までということですので、今後の考え方としては、 今議員がおっしゃったように、姶良市にはいろんな識見の高い人材がたくさんいらっしゃいますので、 そういう時期になりましたら、そういう視点で推薦していきたいというふうに考えます。 以上です。

# ○議長(玉利道満君) ほかに質疑ありませんか。

**〇23番(里山和子君)** 古城さんについてはやっぱり、私も、食生活改善推進員協議会の会長とか公 平委員会委員とか、役をたくさん持っていらっしゃるわけですよね。それで、姶良市にはほかに女性 はいないのか、人材は。そんなことはないと思うんですよ、何で同じ人ばっかりこんなにたくさんの 役をやらせようとするんですかね。そういうことに非常に、もう少し人材を探す努力が足りないので はないかというふうに思いますが、そのあたり、いかがでしょうか。

それから、この海老原さんについても、識見はあられる方だと思っているんですけれども、今回、5期目のなられるわけですよね。いろいろ相談者からも信頼されているというふうには書かれているんですけど、信頼されていらっしゃるんでしょうけれども、いろんな立場の人が、若い人もですね、人権という問題では、非常にデリケートな問題もございますので、もうそろそろ変えどきではないのかなあというふうに私は思っております。

それから、蒲生町の方がいらっしゃいます。旧蒲生町の方がいらっしゃらないようですので、やっぱり、身近な人に話を聞いてもらいたいというのはあると思うんですけれども、そういう3地区から人材を発掘して、人権擁護委員というのは、やっぱり選ぶべきではないかというふうに思うんですけれども、そのあたり、いかがでしょういか。

〇市民生活部長(仮屋隆夫君) 3点ほどご質問がありましたので、お答えいたします。

1点目は古城氏の年齢のこと、それから、ほかの候補はいなかったかということですが、年齢的に 古城氏が59歳ということで、10名の中で3番目に若い方でございます。

先ほど申し上げますように、人権擁護委員というのはやはり、経験を積んで、識見はもちろん現在でも高いんですけれども、いろんな経験を積んでいただいてという考え方もありますので、古城氏については今後も経験を積んでいただいて、引き続きしていただきたい思いがございます。

それから、2点目の海老原氏のことでございますが、海老原氏の場合は、逆に72歳ということで、 年齢構成で言うと、上から2番目の、いわゆる年齢から言うと高齢の方になります。10名の人権擁護 委員がいるんですけれども、人権擁護委員が50代から70代ということで、この70代の方が非常に経験が豊かということで、ある意味、若い方々の人権擁護委員の育成といいますか、そういう役割もあると考えておりますので、法務局のほうが75歳までということですので、限りなくそこまで後継者育成といいますか、そういう視点でも頑張っていただいて、次の若い世代に推薦していくという考え方を持っております。

それから、3番目の蒲生地区はどうかということなんですが、現在の10名の人権擁護委員の地区の 人数割を申し上げますと、姶良が5名、それから加治木が3名、それから蒲生が2名いらっしゃいま す。

法務局のほうは、この地区別に指定をしなさいということはありませんが、姶良市が7万5,000人ということですので、人数としては相対で10名ということで、この人数割につきましては、これまでの合併の前のそれぞれの旧町の人権擁護委員の方をそのまま新市に、人数的には割り振っているということでございまして、蒲生地区においては、現在2人ということでございます。

以上でございます。

### ○議長(玉利道満君) ほかに質疑はありませんか。

**〇27番(吉村賢一君)** 先ほど、教育委員の任命ということの中で、多いときは週2回出席をされる。 非常に忙しいというようなお話なんかもあったんですが、この人権擁護委員の場合は、どの程度の頻 度で会等、あるいは会以外の出席もあるかと思うんですけど、そういった出番といいますかね、役割 があるのか。

現実的な仕事としては、事例として、発表できる範囲でどういった事例とか、あるいは大きな案件なんかを抱えておられるのか、その辺の概況がわかれば教えていただきたいと思います。

○市民生活部長(仮屋隆夫君) 人権擁護委員の活動内容について若干申し上げますと、まず、人権相談の業務がございます。これは、常設相談所、これは法務局で、土曜、祝日を除いて毎日開催される無料相談がございますが、年間に約240回あります。相談件数が1年間に約700件ございます。

それから、常設相談所とは別に特設相談所、これは、場所を申し上げますと、加治木の福祉センターが年7回、それから、姶良市の本館が年に8回、それから、蒲生総合支所が5回ということで、合計年に20回、相談所を設けております。これがいわゆる相談の実績でございます。

それから、活動内容のほかには、人権侵害にかかる被害者を救済するということで、相談内容の調査とか情報収集とか、法務大臣の報告とか、あるいは関係機関への勧告、そういう適切な処置とか、そういうのがございます。

それから人権啓発活動、6月1日が人権擁護の日になりますけれども、人権習慣の日に街頭での啓発とか、小学校での人権の花運動とか、人権の作文コンテストとか、そのような活動にも携わっていらっしゃいます。

それから、具体的な人権委員の相談内容でございますけれども、詳しくは申し上げられませんけれども、特に家庭関係ですね。例えば、異性とか暴力関係、それから金銭関係、それから婚姻、離婚、相続、それから土地の売買とか境界の問題、そういういろんな諸般の相談を具体的には受けていらっしゃるということでございます。

以上でございます。

- **〇27番(吉村賢一君)** 結構いろいろ繁雑な業務をこなしておられるということがわかりました。 
  例えばこの人権擁護委員に対する報酬というのは、かなり保証されているものなのでしょうか。
- ○市民生活部長(仮屋隆夫君) 市町村の役割は法務大臣に推薦をするということでございますので、 人権擁護委員の保証については、当然国のほうで保証されてるというふうに考えております。市のほうから特に、保証に関する予算というのは組んでおりません。国のほうで総括をされているというふうに考えております。 以上です。
- ○議長(玉利道満君) ほかに質疑ありませんか。
- **〇29番(森川和美君)** まずお尋ねしたいのは、この人権擁護委員の推薦に同意を求める。これをお 一人おひとり、同意を求めるべきじゃないかと思うんですが、これを一括して出せるところ、私ちょ っと違和感を感じるのですが、まず、これをお聞かせください。

それと、先ほどから市民生活部長が盛んに答弁されておりますけどね。これは市長が推薦して同意を求めておるわけですから、そこらはきちっとせないかんと思うんですがね。

○市民生活部長(仮屋隆夫君) 1点目にお答えいたします。

提案理由については意見を求めるということで、一括して意見を求める件ということで諮問しておりますが、日程番号は諮問第1号、2号、3号ということで、それぞれの推薦ということで意見を求めるということでございます。

それから、同意を求めるという発言がございましたが、意見を求めるという諮問でございます。 以上でございます。

- ○市長(笹山義弘君) この意見を求める件をお示しする際に、事前にいろいろと担当からは人権、この識見含めて説明は受けているわけでございますが、以前よりお願いしている人物であるということから、これまで大きく業務に差し障りがあるというようなことも聞いてないことから、これは報告のとおり上げるにふさわしいということを判断してお願いもしているところでございます。
- O29番(森川和美君) それでは、個々にお尋ねしていきたいんですが、まず、海老原氏ですね。これは今度は5期目になるわけですが、1期が任期3年ということで、12年されておるわけですけれども、推薦をしたいと。継続して頑張っていただけるでしょうかという、いろいろ協議をされると思うんですけれども、「何ら問題なく頑張れます」というようなことに内容がなってるのかどうかですね。それと、先ほど同僚議員がお尋ねしたように、年間のその従事する日数等々あるわけですが、今までに何件、何人ぐらいのご相談があったのか。

始まる前に携帯の辞書で私、引いたんですが、人間が生来持っている生命、自由、平等などに関す る権利、基本的人権を守るといいますか、そういった関連についてのご相談だと思うんですけども、 その従事する日数等々には何ら問題は記載しておらないということなんですけれども、中身のご相談に対して、「あの方の相談はあまり好ましくなかった」と、そのような事例はなかったのかどうかですね。

それと、やっぱり、ある程度それぞれの特別職というのがあるんですが、やはり、任期をある程度、 期ですね。三期ぐらいまでというようなことは決められないのか。今、非常に問題になるのは、あら ゆる職について長過ぎていけないということがよく議論されるんですよね。そこらをやっぱり、ある 程度きちっと決めるべきではないかと思うんですが、お聞かせください。

○市民生活部長(仮屋隆夫君) まず1点目の継続にかかる意思といいますか、大丈夫なのかということでございますが、実は、当然ご本人との確認はとっておりまして、非常に人権に対するいろんな、もちろん見識の高い方でございますけれども、意識の非常に高い方であるということは確認しております。

それから、海老原氏だけではなくて、先日は10名の人権擁護委員の方々が行政に表敬訪問をしていらっしゃいます。この10名の中には当然この3名の、今回推薦する方も入っていらっしゃるんですけれども、この10名のみならず、その前の人権擁護委員であった方、確か3名だったと思いますけれども、合計13名の方が市長室に来られて、表敬訪問されて、人権問題に対する重要性、それから、それぞれお一人の意識の高さというのは私も確認をしたところで、継続については大丈夫だというふうに確認をしております。

それから、海老原氏の相談の実績でございますけれども、若干申し上げますと、海老原氏の平成24年度の相談件数が178件ございます。その中の、これはいろんな研修会への出席とか、そういう件数も入っているのですが、純粋の相談件数が、24年度で148件ございまして、この10名の中でも、件数的には非常に多いです。多いということはやはり、個々の結果がどうかというのは私も把握はしておりませんけれども、非常に信頼を置ける方であるがゆえに件数も多いんじゃないかなというふうに考えております。

それから、3番目の任期の、例えば三期までとか、基準はどうなのかというご質問でございますけれども、先ほど申し上げますように、法務局のほうは歳入は方向としては75歳までは再任していいよというのがあるんですけれども、先ほど申し上げましたように、年齢構成を見ると、確かに、この10名の中では上から2番目の高齢の方なんですけれども、この基準からいくと「あとちょっとで」ということなんですが、若い世代もおりますので、要員もおりますので、その間、人材育成、後継者育成といいますか、そういう意味でももうちょっと活躍していただきたいというふうに考えております。以上です。

- **〇29番(森川和美君)** 今の答弁の中で、海老原氏では相談件数が一番多いということの答弁されましたけれども、ということは、相談員さんは人権擁護委員さんを選べるということですか。教えてください。
- **〇市民生活部長(仮屋隆夫君)** 基本的には、先ほど相談の常設相談、それから特設相談等ありまして、 それぞれの10名の人権擁護委員がいらっしゃいますが、この方々のいわゆるスケジュールですね。年 に五、六回だと思いますけれども、「あなたは何月何日からいつまでは、例えば加治木の福祉センター」

とか、そういう場所と日程が割り当てられておりますので、相談員の方はどこの会場に行っても、基本的にはそれはもう構わないんですけれども、後は相談をされる方が、例えば相談員の中でも対応できない場合もあろうかと思いますが、そういう場合は、経験の豊かな相談員のほうにつなぐとか、いわゆるネットワークといいますか、そういうことで対応してると思いますので、相談をされる側としては、一番ベストな回答を求めるような体制を敷いているということでございます。 以上です。

○議長(**玉利道満君**) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。全員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。 (午前11時26分休憩)

○議長(玉利道満君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時40分開議)

○議長(玉利道満君) ただいま開催いたしました全員協議会で、諮問第1号から諮問第3号までの意見がまとまりましたので、お手元に配付しました意見のとおり、諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号とも適任であると答申したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(玉利道満君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号は、 お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。
- O議長(玉利道満君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。 したがって、本日の会議は、これをもって散会とします。 なお、次の会議は、6月17日午前9時から開きます。

(午前11時42分散会)